

令和7年度 山口市デコ活周知啓発事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本市では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、一人ひとりの行動変容、ライフスタイルの変革を強力に後押しするため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（通称デコ活）」を軸に、山口市独自のデコ活キャラクター「選ぶー」等を活用し、様々な周知啓発事業を実施している。

本業務は、市民のデコ活の認知度向上をはじめ、取組の実践促進を図ることを目的とした周知啓発事業の企画運営を行う受託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
令和7年度 山口市デコ活周知啓発事業
- (2) プロポーザルの方式
公募によるプロポーザル方式
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日
- (4) 業務内容
 - ①選ぶーを活用した周知啓発
 - ②幼児を対象とした「選ぶー」ぬりえコンテストの実施※業務内容の詳細については、「令和7年度山口市デコ活周知啓発事業業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託上限額
3,961千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出の時点において競争入札参加資格を有し、かつ、令和7年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「企画・製作」のコード06「イベント等の企画」及び07「イベント等の運営」の営業種目について登録し、本店又は支店、営業所を山口市内に有していること。
- (4) 参加意向申出書の提出日から契約締結日までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

3. スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和7年 4月14日(月)
参加意向申出書提出期間	令和7年 4月14日(月)～4月25日(金)
参加資格確認結果通知	参加意向申出書提出～令和7年 5月7日(水)
質問受付期間	令和7年 4月14日(月)～4月23日(水)
質問に対する回答期限	令和7年 4月24日(木)
応募書類受付	令和7年 4月28日(月)～5月16日(金)
プレゼンテーション日程通知	令和7年 5月19日(月)
プレゼンテーション実施(評価委員会)	令和7年 5月23日(金) ※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和7年 5月29日(木) ※変更の場合あり
契約締結	令和7年 5月下旬 ※変更の場合あり

4. プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類：プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
- (2) 提出期限：令和7年4月25日(金) 17時まで
- (3) 提出先：本要領11に記載
- (4) 提出方法：持参又は郵送(配達証明書付書留郵便とし、提出期限内必着)
- (5) 提出部数：1部

5. 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類：「質問書」(任意様式)
(様式自由 ※電子メールの場合は、Microsoft Office Word形式)
- (2) 提出期限：令和7年4月23日(水) 17時(必着)
- (3) 提出方法：電子メール(受付期限内必着)
- (4) 提出先：本要領11に記載
- (5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、集約したうえで質問者名をふせて、令和7年4月24日までに市ウェブサイトに掲載する。ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、電子メール等により個別に回答する。

6. 提出書類

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第2号－1及び様式第2号－2）
- イ 積算書（任意様式）
- ウ 運営管理体制書（様式第3号）
- エ 過去3年以内の類似・関係事業実績書（様式第4号）
- オ 誓約書（様式第5号）
- カ 会社概要（任意様式）パンフレット等で可
- キ 協力会社概要（任意様式）※協力会社がある場合のみ
 - ・社名、代表者氏名、郵便番号、住所、ホームページURL、電話番号、FAX番号
 - ・会社開設、創設年月日
 - ・資本金、令和6年度以前3年間の売上高
 - ・主な業務実績（必要に応じて業務実績等を確認するため、契約書の写し、図面・写真等の提出を求めることがある。）

(2) 提案内容

- ア 仕様書を踏まえた実施方針等について記載すること。
- イ 別紙「評価基本指針」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

- ア A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- イ 提案書類一式を上記（1）ア～キの順番に並べてフラットファイル（A4・色は指定なし）に綴じ、インデックスを貼ること

(4) 提出部数：正本1部、副本（コピー）7部

(5) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時まで

7. 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会

山口市デコ活周知啓発事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、別表「山口市デコ活周知啓発事業業務委託に係るプロポーザル評価基本指針」に基づき評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、委託料の上限額の範囲内で、60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には同数の提案者の中から多数決により選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時 令和7年5月23日(金) 9時30分から13時(予定)

※日時及び場所等の詳細については参加業者数等により変更する場合もあるため別途連絡する。

イ 開催場所 山口市亀山町2番1号 山口市役所

ウ 出席者 3名以内

エ 発表時間 30分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内)

オ その他 プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、事務担当部課に事前に連絡すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称をふせて採点結果を公表する。

8. 契約の締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10. その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正および変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1 1. 事務担当部課

山口市環境部環境政策課 環境共生担当

〒753-0214 山口県山口市大内御堀496番地

電話番号 083-941-2181

FAX番号 083-927-1530

E-mail kankyo@city.yamaguchi.lg.jp

《令和7年4月28日以降》

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号 083-934-2687

FAX番号 083-934-2751

E-mail kankyo@city.yamaguchi.lg.jp